

平成31年度 事業計画

I 農業・農村及び農業委員会組織をめぐる情勢と課題

1 農政改革等の進行

- (1) 農業・農村は、依然、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足が続
き、耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、新規参入を含めた担い手の育成・
確保、農地の利用集積・集約化が喫緊の課題となっている。

こうした状況の下、国は、農業の成長産業化に向けた農政改革を本格化する
中で、先の国会で所有者不明農地の利用促進や、底地を全面コンクリートにし
た農業用ハウス等の農地転用許可不要など農地法等の改正、耕作者の意向をよ
り反映できる土地改良法の改正など農政改革関連9法案を成立させた。さら
に、今通常国会では、農地中間管理事業の5年後見直しを踏まえ、農業委員及
び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）の積極的な対応による
「人・農地プランの実質化」を通じて、担い手への農地集積・集約化等を加速
させるため、農地中間管理事業関連法の改正が審議される。また、「食料・農
業・農村基本計画」の見直しに向けた検討が今秋から本格化することとなる。

こうした状況を踏まえ、農業委員会組織については、今後、農地法をはじめ
とする農地制度の公正・公平な運用はもとより、重点化された「農地利用の最
適化」の取組のさらなる強化とその成果の確保が強く求められることになる。

- (2) 平成30年産から国による生産数量目標配分が廃止され、米政策改革がスター
トした昨年は、本県や東北各県などで主食用米の作付けが増加したものの、全
国的には微減となり、本県などコメ主産県の作柄不良もあって、生産量は733
万トンと需要見通しの735万トンを下回ったために、結果的に米価の下落は回
避された。

しかし、31年産に係る需要量は人口減と一人当たり消費量の減から726万ト
ンと見込まれ、適正生産量は718～726万トンとさらに減少し、米政策改革2年
目は正念場を迎えている。

こうした情勢を踏まえ、本県としては、コシヒカリ、新之助などの良食味米
や実需からの要望が多い業務用米など、新潟米全体として需要に応じた生産の
取組強化と、米以外の作物による水田フル活用、さらには、米に続く新たな経

営の柱としての園芸導入・生産拡大による所得の最大化が喫緊の課題となっている。

2 TPP・EPA・FTA等の動向

アメリカが離脱したTPP11（環太平洋パートナーシップ協定）は昨年12月30日に発効し、日・EUのEPA（経済連携協定）も今年2月1日に発効した。日米TAG（物品貿易協定）の交渉も近く開始が見込まれるなど大きな動きの中であり、これらが国内農業生産にどの程度の影響があるのか、また、対応策は充分なのか、今後とも国際的な動向を引き続き注視していく必要がある。

3 農業生産構造等の変化

(1) 米をはじめとする農産物価格の長引く低迷や生産資材の高騰等が経営を圧迫するとともに、担い手の減少・高齢化など農業生産構造の弱体化が進行している。

このため、農業経営の後継者や営農組織・法人における次世代経営者の確保による農業経営の円滑な継承を図りつつ、新規就農・就業者の確保に努めるとともに、活かすべき農地・守るべき農地を対象とした圃場整備事業の実施や、農地中間管理事業の積極的な活用等により担い手への農地の集積・集約化を加速していく必要がある。

(2) 高齢化や人口減少が続いている農村地域において、地域コミュニティ機能を維持しつつ、多様な地域資源を活用した6次産業化の推進と雇用・所得の創出が必要である。また、中山間地域の農業生産や生活を脅かしている鳥獣害被害には、有効な対策の検討が必要である。

4 新体制となった農業委員会の取組の強化

平成28年4月の改正農業委員会法の施行から3年、昨年8月をもって県内すべての農業委員会が新体制に移行し、改正前の農業委員919名から農業委員574名、推進委員590名、合計1,164名と26.8%増の体制となった。今後はこの体制を活かした「行動する農業委員会」としての活動と成果の確保が求められている。

(1) 農業委員会は、農業委員と推進委員が連携した農地利用最適化に向けた取組を強化し、「行動する農業委員会」を実現するため、事務局を含めた運営体制の整備・強化に万全を期す必要がある。

(2) 各農業委員会においては、毎年度「年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定その取組状況及び事務の実施状況を公表することとされているので、その徹底により「業務の見える化」を図る必要がある。

(3) 地域農業の将来像を明らかにする「人・農地プラン」の実質化を具体的に進めるに当たって、農業委員会活動に大きな期待が掛けられているが、そのためには、農業委員及び推進委員が中心となって、営農・意向調査を実施し、その結果を踏まえて地域の話合い活動を重点的に実践することが喫緊の課題となっている。

また、農地情報公開システムの活用による農地台帳の整備・公表、農地パトロール（農地利用状況調査）の計画的かつ着実な実施とともに、担い手の減少・高齢化が進む中、新規就農者・就業者の農業参入を促進することが必要である。

Ⅱ 事業の実施方針

これらの情勢と課題を踏まえて、農業委員会法で定められた担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進という「農地等の利用の最適化」の着実な推進による成果の確保に向けた活動を支援する。特に、農業委員・推進委員が現場における将来の農地利用のあり方等の意向把握や地域の話合い活動の推進等による「人・農地プランの実質化」に向けた取組を最重点に支援する。

併せて、農業者や地域の声を積み上げて、関係行政機関等に積極的に施策改善を提案する。こうした取組により、地域の実情に即した多様な担い手の確保・育成と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目指す。

これらの活動の展開に当たっては、農業委員、推進委員の資質向上と事務局体制の強化を図るために、各種研修会や検討会等を開催するとともに、関係行政機関・農業団体等と連携を密にした支援活動に積極的に取り組むこととし、今年度の重点推進事項を以下のとおりとする。

平成31年度に重点的に取り組む課題

- 1 円滑な事業推進に向けた諸会議等の開催
- 2 「人・農地プランの実質化」に向けた取組の支援と「目に見える農業委員会活動」の推進
- 3 農業・農村の現場の声を農政に反映して行く活動の推進
- 4 法令審議の透明性確保と農地利用の最適化の成果確保に向けた取組
- 5 担い手の経営改善と新規就農者・人材確保に向けた支援対策の推進
- 6 農業者年金加入者の拡大対策等の推進
- 7 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

Ⅲ 事業計画

1 諸会議の開催

事業方針に基づき、適確な業務を推進するとともに、系統組織全体として所期の目的達成と役割を発揮するため、次の会議を開催する。

会 議 の 種 類	備 考
(1) 総会	年 2 回
(2) 理事会	年 3 回程度
(3) 常設審議委員会	毎月
(4) 役員会	随時
(5) 監査会	年 1 回
(6) 農業委員会会長会議	年 2 回程度
(7) 地域別農業委員会会長・事務局長会議	年 1 回
(8) 農業委員会事務局長会議	年 2 回程度
(9) その他必要な会議	

2 組織・強化対策

平成28年4月に施行された改正農業委員会法により昨年度全農業委員会が新体制に移行するとともに、今年度は県内10農業委員会で2期目の農業委員・推進委員の体制がスタートする。このことから、引き続き農業委員会の体制強化について支援するとともに、全農業委員会の所掌事務の適正執行と農地利用の最適化の推進、特に「人・農地プランの実質化」に向けた取組の強化と成果を確保するため、各種研修会をはじめ、多様な支援活動を行う。

(1) 最適化に向けた農業委員会の組織・活動体制の整備強化

ア 農業委員会の農地利用の最適化の取組を推進するために、農業委員、推進委員及び農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化など活動体制の整備・強化を支援する。併せて、こうした取組に関する情報収集と共有化を進める。

イ また、体制整備と活動強化をするためには、新体制を支援するために創設された「農地利用最適化交付金」の活用が重要となっていることから、引き続き各市町村における上乗せ条例の整備を支援する。

<各種研修会の開催>

区分	研 修 名	備 考
委員 研修	ア 農業委員会会長研修	
	イ 農業委員会役員等研修	
	ウ 新規農業委員・農地利用最適化推進委員研修	
	エ 地域別農業委員会研修	
	オ 女性農業委員等研修	
職員 研修	カ 新任農業委員会職員研修	
	キ 農業委員会業務担当者研修（担当者会議を兼ねる。）	
	ク 課題別農業委員会業務担当者研修	

(2) 農業委員会の活動支援

ア 農業委員会活動計画づくりと課題解決への支援

農地利用の最適化を進めるため、農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・実践のための助言・協力を行う。

また、農村現場における「目に見える農業委員会活動」を推進するため、農業委員会における前年度の実施状況等をインターネット等で公表を行うとともに、活動計画の策定等の目標づくりと課題解決に向けた実践活動について支援を行う。

イ 農業委員会巡回活動の実施

農業委員会系統組織の活動の推進と連携強化を支援するため、各農業委員会への巡回を実施するとともに、農業委員会業務推進検討会を開催する。

ウ 農業委員会の取組の情報収集・提供

農業委員会組織が推進してきた地域農業の振興や担い手育成、遊休農地対策等の取組やその成果について、農業委員会活動事例集や農地パトロール実施状況の作成をはじめ、組織内外に発信し広く理解促進を図る。

(3) 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」の展開

平成31年度からの新たな全国運動のもと、「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」の推進要領に基づき、農業委員会組織の活動理念である「農地

を守り、地域の担い手を育てる」を柱とした活動を強力に推進するとともに、「人・農地プランの実質化」に対応して農地利用の最適化の活動を一層推進するため、農業委員・推進委員が取り組む営農状況・意向調査の実施や地域の話し合い活動等を支援する。また、農業会議はこうした取組を定期的に把握し、情報提供を行う。併せて、農業委員会活動記録や農地利用の最適化・活動結果シートの活用を支援するとともに、特色ある農業委員会の取組事例や成果を組織内外へホームページにより情報発信する等、「目に見える活動」の実践に向けた取組を強化する。

また、農地利用の最適化に向けた「1農業委員会1モデル地区」の設定による農業委員・推進委員がチームを組んだ活動を推進する。

(4) 自主的組織への支援

「にいがた女性農業委員の会」が取り組んでいる男女共同参画の促進や食育活動等の取組について支援・協力を行う。

また、「農業委員会新潟県職員研修協議会」が行う職員研修事業等について支援する。

3 農政対策

国は、農業の成長産業化に向けた農業改革の検討を進め、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、昨年11月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、農地中間管理事業の5年後見直しを盛り込み、今国会で法改正に向けた国会審議が進められる。

一方、昨年12月にTPP11、2月にはEU経済連携協定と大型協定が相次いで発効し、最大の難関である日米貿易交渉も今後具体的な協議が見込まれる。国内対策は十分か、安易な譲歩を受け入れないか等、多くの課題が残されている。

また、国による米の生産数量目標配分の廃止に伴う米政策の見直しが2年目に入り正念場を迎えるとともに、新たに収入保険制度がスタートするなど農政が大きく動いている。また、消費税率引き上げ対応した農業者等への啓発も重要となっている。

農業委員会組織として平成31年度を農政改革への対応の重要年度と位置付け、農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」をはじめ、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農業者の公的 대표組織として、農業・農村及び農業経営の現場の声を意見として取りまとめ農政に反映する取組を進める。

(1) 提案・要請活動

農業者の公的代表的組織として地域農業の実態や課題を踏まえた担い手等の声を農業施策に反映されるよう提案・要請活動を行う。

- 全国農業会議所と連携した全国統一農政活動
- 県及び県議会への施策提案活動
- 県議会議員との農政懇談会の開催
- 新潟県農業委員会大会の開催
- 新潟県農林漁業六団体会長会議と知事との意見交換会の実施

(2) 調査活動

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることから、各種調査活動を行う。

- 田・畑売買価格等に関する調査
- 農作業・労働賃金等に関する調査
- 農業委員会体制の実態調査
- その他政策提案等のための調査

4 農地対策

農地法等の適正執行はもとより、農業委員会法第6条第2項の「農地利用の最適化」の具体的な柱である「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地対策」及び「新規参入の促進」が円滑に進みその成果が確保されるよう、農業委員会における取組を支援する。併せて、昨年11月に改正法が施行された所有者不明農地の貸し付け手続きや全面コンクリート張りとした農業用ハウスの取り扱い等の適格な事務を行う。

特に、農地中間管理事業法の5年後見直しを踏まえて、営農状況・意向調査の実施や地域の話し合い活動の推進を重点に、農業委員会における「人・農地プランの実質化」に向けた取組を支援する。

(1) 法令審議を適正に実施するための取組

ア 農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法、土地区画整理法等の規定に基づく知事並びに知事からの権限移譲を受けた市町村農業委員会等からの諮問に対する適正な審議及び答申

イ 農地法に係る案件についての現地調査及び農地相談活動の実施

ウ 関係法や制度に係る農業委員会が実施する事務推進の支援

(2) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、改正農地法を踏まえた農地の転用許可事務及び違反転用の処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、賃借料情報の公表等が、円滑かつ適正に執行されるよう農業委員会に助言・協力を行う。

(3) 農地情報公開システム（全国農地ナビ）の運用の支援

平成26年4月の農地法改正により、農業委員会の「農地台帳」の整備と農地情報の公表が義務化され、これに対応するための「農地情報公開システム」が全国段階において構築されたところである。このことから引き続き、円滑な運用について支援・協力を行うこととする。

なお、農地情報の公開については農業内外からの注目度が高いため、「全国農地ナビ」において最新かつ精度の高い情報が公開されるよう、「農地情報公開システム」への農地利用状況調査の結果反映や他の法定台帳等との照合等が円滑に実施できるよう、システム改修や農業委員会における作業手順等の情報収集・提供に努める。

(4) 農地利用最適化業務に関する支援

人・農地プランの実質化における農業委員会業務について「農地所有者の意向把握」と「集落での話合い」を重点事項として、営農状況・意向調査するため手法の提示や農業委員・推進委員が地域のコーディネーターの役割を果たせるように、地域別に技能・情報習得収集研修会（仮）を開催する取組事例の周知を行い実施の徹底を図る。

また、上記の取り組みを進めるために、1農業委員会1モデルづくり等の重点地区の設定によって優良事例を収集する。

なお、業務の推進にあたっては関係機関・団体と連携した取り組みが行えるよう、県・農林公社と定期的に連携会議を開催するとともに、説明会・研修会を合同で開催するなど連携を強化する。

(5) 認定農業者等の担い手との連携

農地中間管理機構と連携協定を結んでいる担い手組織と連携した農地集積・集約化を進めるため、情報の提供や担い手を中心となって行った話合い活動の

情報収集と提供を行う。

また、農業委員会と市町村認定農業者組織の定期的な連携会議の開催を促進する。

(6) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

農地法に規定された農地の利用状況調査や利用意向調査、農地中間管理機構との協議の勧告、非農地判断などを計画的かつ着実に実施できるよう「平成31年度農地パトロール実施要領」を作成するとともに、会議・研修会において制度の周知徹底と、定期的な進行管理と助言による支援を行う。

また、基盤強化法等の改正により、所有者不明農地の活用を可能とする仕組みが措置されたことから、これを積極的に周知し、農地の有効活用と遊休農地の発生防止に努める。

また、遊休農地の発生防止・解消に向けて県担い手育成総合支援協議会が実施する「見える化事業」などの支援策の活用を促進する。併せて、耕作放棄地解消事例の収集と情報提供を行う。

(7) 新規参入促進への支援

農業委員会組織内の相互連携を図りながら、新規就農者や一般法人等の農業参入に対し農地制度が適正かつ適切に推進されるよう相談活動を行うとともに、参入事例の収集と情報提供等により農業委員会を支援する。

併せて、県及び関係団体と連携して新規参入希望企業等への相談活動を行う。

5 担い手・経営対策

(1) 担い手の経営改善に向けた支援

ア 農業経営相談所の活動

農業会議が事務局を担当する県担い手育成総合支援協議会が、農業経営相談所の窓口として、関係機関・団体や商工系の団体と連携して農業経営の法人化、円滑な経営継承、労務管理等経営の諸課題に関する支援を行う。

イ 経営改善研修会等の開催

県担い手育成総合支援協議会において認定農業者等の経営改善に向けた研修会を開催するとともに、新潟県認定農業者会が開催する研修会や交流会の開催を支援する。

(2) 新規就農者の確保・育成対策

ア 新規就農相談事業の推進

県青年農業者育成センターと連携して、「新潟県新規就農相談センター」及び「無料職業紹介所」としての窓口機能を担うとともに、新規就農チャレンジフェアの開催等により新規就業（雇用就農）・独立就農（新規参入）に向けた支援する。

また、すでに就農した法人等の従業員に対しての研修会の開催等により支援する。

イ 農業法人等の雇用対策

青年農業者の育成に向けた雇用就農の促進と定着率の向上を図るため、全国農業会議所から委託を受け、農業法人等が新規採用者に対して行うOJT研修を支援する。

また、農業法人等が雇用・労務管理を改善し、従業員の定着率向上を図るため関係機関・団体と連携した支援を行う。

(3) 農業経営者組織の活動支援

新潟県農業経営者協会及びその構成団体（県稲作経営者会議、県施設園芸経営研究会、県養豚経営者会議、県肉用牛経営者会議、大日本農会新潟支会）、並びに（一社）新潟県国際農業交流協会の活動を支援する。また、県担い手育成総合支援協議会の事務局として市町村段階の認定農業者組織を会員とする新潟県認定農業者会の活動を支援する。

6 農業者年金

(1) 加入推進活動

加入者累計13万人早期達成3か年運動のもと、独立行政法人農業者年金基金、JA新潟中央会、県農業者年金受給者連盟ならびに市町村農業委員会、JAと連携して目標達成に向けた活動を行う。

特に、各地区に設置する加入推進部長等に対する研修会の開催及び巡回等を実施する。

(2) 業務の適正執行に向けた支援

年金の適正な受給に向け、農業委員会・JA担当者への研修会等の開催、日

常窓口による指導、助言、被保険者や受給者に対する日常的な相談活動と巡回を行う。

7 情報提供活動

改正法に位置づけられた「農業一般に関する情報の提供」について、地域農業の振興、及び担い手の経営発展等に資する情報発信・提供活動を計画的に行う。

(1) 情報の発行等

ア 農業会議だより「農のかけ橋」の発行

イ 農政情報（資料）の提供

ウ 県内農業委員会の活動を広く情報発信するため農業会議ホームページにより、農業会議の各種活動を紹介するとともに、各農業委員会の「目に見える活動の実践」を随時紹介する。

(2) 情報提供推進業務の実施

農地利用の最適化の取組とその横展開を図るため、農業委員、推進委員等農業委員会組織関係者との連携のもと「全国農業新聞」及び「全国農業図書」の普及拡大を図るとともに、編集および代金回収等の購読者管理を行う。

